

# 沖縄県の行政オンブズマン

## 令和 4 年度 運営状況報告書

令和 5 年 5 月

沖縄県行政オンブズマン



# 目 次

## I 運営状況の概要

第1	令和4年度苦情申立等の概要	1
1	苦情申立等受付状況	1
2	苦情申立(書面)処理状況	2
第2	苦情申立て(書面)の趣旨及び調査結果	3
第3	窓口・電話等での苦情・相談の処理事例	21
第4	提言及び意見表明	24
第5	その他運営状況	24
1	関係機関との連携	24
2	インターネットによる県民への情報提供	24
3	全国苦情救済・オンブズマン制度連絡会	24

## II 資料編

第1	苦情相談、提言、意見表明等の実績	25
1	機関別・月別苦情等件数	25
2	年度別・苦情相談等件数(平成7年度～令和4年度)	26
3	要綱第15条に基づく提言・意見表明の状況	26
第2	行政オンブズマン設置後の運営状況	27
第3	提言及び意見表明した事項の改善状況	30
第4	行政オンブズマン制度	35
第5	行政オンブズマンの紹介	36

## III 関係規程

・	沖縄県行政オンブズマン設置要綱	37
・	沖縄県行政オンブズマン事務取扱要領	41
・	沖縄県行政オンブズマン事務決裁要領	53
・	沖縄県行政オンブズマン苦情受付要領	54
・	沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程(抄)	55



# I 運営状況の概要



## 第1 令和4年度苦情申立等の概要

### 1 苦情申立等受付状況

- (1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの書面による苦情申立受付件数は16件である。また、窓口・電話等での苦情が148件、相談・要望等が87件、問い合わせ・資料請求が11件で合計262件となり、前年度の258件より4件増加している。

機関別では、知事部局が最も多く、次に教育委員会となっている。知事部局の中では、知事公室及び子ども生活福祉部に係る苦情相談等が最も多く、次いで土木建築部、保健医療部の順となっている。（資料編の機関別・月別苦情等件数25頁参照）

第1表 苦情・相談等件数一覧

事項	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
苦情申立（書面）	1		3	3	5				3	1			16
窓口・電話等での苦情	6	3	10	12	10	12	23	24	13	14	11	10	148
相談・要望等	4	7	4	9	1	6	6	16	6	19	6	3	87
問い合わせ・資料請求	1			2	1	2	2		1		1	1	11
計	12	10	17	26	17	20	31	40	23	34	18	14	262

- (2) 苦情申立（書面）受付件数は、知事部局が11件（商工労働部5件、子ども生活福祉部4件、環境部1件、土木建築部1件）、教育委員会2件、県の機関以外3件の合計16件となっている。

第2表 機関別苦情申立（書面）受付件数

機関	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
知事部局	知事公室													
	総務部													
	企画部													
	環境部								1				1	
	子ども生活福祉部			3						1			4	
	保健医療部													
	農林水産部													
	商工労働部				3	2								5
	文化観光スポーツ部													
	土木建築部	1												1
教育委員会									2				2	
県の機関以外					3								3	
計	1		3	3	5				3	1			16	

(注)①知事部局の中で1件の苦情について所管する部局が複数ある場合は、主な窓口となる部局に算入する。

②県の機関以外とは、行政オンブズマン設置要綱第2条に定める「県の機関」以外とする。（国、市町村、外郭団体等）

## 2 苦情申立（書面）処理状況

令和4年度の苦情申立（書面）の処理状況は、前年度からの調査継続1件、令和4年度に受け付けた16件、合計17件を処理した。

処理済みの内訳は、申立ての趣旨に沿ったもの2件、行政に不備がなかったもの10件、所管外のもの5件となっている。

第3表 苦情申立（書面）処理状況

処 理 区 分	件 数
1 申立人に結果通知したもの（苦情調査結果通知書送付）	12
(1) 申立ての趣旨に沿ったもの	(2)
ア 提言したもの	
イ 意見表明したもの	
(2) 行政に不備がなかったもの	(10)
2 所管外のもの	5
(1) 苦情を調査しない旨の通知書送付	(5)
(2) 移送	
3 その他のもの（苦情を調査しない旨の通知書送付）	
(1) 申立人自身の利害を有しないもの	
(2) 苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているもの	
(3) 虚偽その他正当な理由がないもの	
(4) 調査することが適当でないもの	
4 調査を中止したもの	
5 取り下げられたもの	
処 理 済 合 計	17
6 未処理分（次年度へ調査継続のもの）	
総 計	17



## 第2 苦情申立て（書面）の趣旨及び調査結果

令和4年度に処理した書面による苦情申立ては次のとおりで、その趣旨及び調査結果の概略を5ページ以降に記載してある。

（令和3年度受付）

- 16 生活保護者の訪問マッサージ利用について  
（行政に不備がなかったもの）子ども生活福祉部

（令和4年度受付）

- 1 隣地との間の既設ブロック塀について  
（行政に不備がなかったもの）土木建築部
- 2 NPO法人の令和2年度事業報告書等への疑義について  
（所管外のもの）子ども生活福祉部
- 3 NPO法人に対する行政行為の不作为について  
（所管外のもの）子ども生活福祉部
- 4 県からの封書が閉じられずに郵送されたことについて  
（申立の趣旨に沿ったもの）子ども生活福祉部
- 5 うちなーんちゅ応援プロジェクト8期・9期・10期の不支給について  
（行政に不備がなかったもの）商工労働部
- 6 うちなーんちゅ応援プロジェクト協力金の支給・不支給の判断基準等について  
（行政に不備がなかったもの）商工労働部
- 7 うちなーんちゅ応援プロジェクト協力金の支給・不支給の判断基準等について  
（行政に不備がなかったもの）商工労働部
- 8 警察法第79条に基づく「苦情申立書」の処理について  
（所管外のもの）県の機関以外
- 9 「自主的休業」を理由にしたコロナ協力金の不支給について  
（行政に不備がなかったもの）商工労働部
- 10 警察本部長あてに送付した文書の回答の連絡について  
（所管外のもの）県の機関以外
- 11 自主休業扱いによる協力金の不支給について  
（行政に不備がなかったもの）商工労働部
- 12 警察本部長あてに送付した文書の回答について  
（所管外のもの）県の機関以外
- 13 赤土等流出防止に関する県職員の指導のあり方について  
（行政に不備がなかったもの）環境部

- 14 県立高校校長・教頭の監督責任、不誠実な対応について  
(行政に不備がなかったもの) 教育委員会
- 15 沖縄県教育委員会の監督責任、不誠実な対応について  
(行政に不備がなかったもの) 教育委員会
- 16 「いじめ重大事態」再調査は不要の通知等の回答について  
(申立の趣旨に沿ったもの) 子ども生活福祉部

(注) ( ) は調査結果

(令和3年度受付)

## 16 生活保護者の訪問マッサージ利用について

(子ども生活福祉部)

### 苦情の趣旨

生活保護者の訪問マッサージ利用について整形外科医の同意を求めることは不当ではないか。

### 調査の結果

#### (1) 県の回答

南部福祉事務所は、当該給付の継続の必要性を決定するに当たり、被保護者の主治医及び南部福祉事務所の嘱託医の「整形外科医の意見を確認したほうがよい。」との意見を踏まえた上で、整形外科医の同意が必要であると決定しており、適当であると考えている。

施術の承認回数については、生活保護関係法令及び通知に基づき医療扶助の適正給付を行わなければならない、同福祉事務所が被保護者の主治医及び同福祉事務所の嘱託医の意見を踏まえた上で、必要最小限の施術を原則とする施術給付方針の決定を行うことは適切であると考えている。

本件については、生活保護関係法令及び通知に基づき、適切に医療扶助の実施がなされているものと考えており、今後とも適正な医療扶助の給付決定に努めてまいりたい。

#### (2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、子ども生活福祉部は今回の申し立てについて、生活保護関係法令及び関係通知等に基づき、被保護者の主治医及び南部福祉事務所嘱託医の意見を踏まえた上で、整形外科医の同意が必要であることや施術給付方針を決定していることから、適切に医療扶助の給付決定がなされているものと判断いたします。

なお、当職から同部に対し、申立人からの問合せ等については、丁寧に分かりやすく説明を行っていただくよう申し添えます。

(令和4年度受付)

## 1 隣地との間の既設ブロック塀について

(土木建築部)

### 苦情の趣旨

隣地との間の既設のブロック塀が建築確認申請書図面のとおり施工されていないのは建築基準法違反ではないか。

### 調査の結果

#### (1) 県の回答

既設塀は建築確認申請で設定された敷地の外にあり、建築計画概要書に明示はされているものの同申請及び完了検査の審査対象外である。

また、現時点において県が把握している計画通知台帳、土地登記簿、建築計画概要書及び苦情申立書添付書類を調査した結果、既設塀は昭和55年以前に築造されたものと推量されるが、施工状況を確認できないことから構造（組積造又は補強CB造）や法令等の適合性が判断できない。

既設塀の適法性を判断するには、築造主等から当時の施工状況が確認できる資料（施工図や施工写真等）の提供を受ける必要がある。

築造主等が特定できない場合は、所有者を特定していただいた上で、今後の対応について県と協議する必要がある。

なお、所有者については、建築基準法において特定方法の明確な規定がないことから、申立人から問合せがあれば、県が住宅に関する様々な相談を受け付ける窓口として設置した「住まいの総合相談窓口」を案内し、所有者特定に向けたアドバイスを受けるよう促すこととする。

#### (2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、今回申し立てについて、土木建築部の調査を行ったところ、既設ブロック塀は、建築確認申請で設定された敷地の外にあり、同申請及び完了検査の審査対象外であるものと考えます。

当職から同部に対し、今後、申立人から相談等があった場合は丁寧に説明するよう申し入れるとともに、申立人においては、既設ブロック塀の所有者特定のため、県が設置した「住まいの総合相談窓口」等を活用されるよう申し添えます。

## 2 NPO法人の令和2年度事業報告書等への疑義について

(子ども生活福祉部)

### 苦情の趣旨

子ども生活福祉部が所管するNPO法人の令和2年度事業報告書等について疑義がある。

### 処理結果

本件苦情は、監査委員から決定通知が行われており「判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項」に該当するため調査しないこととした。

## 3 NPO法人に対する行政行為の不作为について

(子ども生活福祉部)

### 苦情の趣旨

子ども生活福祉部が所管するNPO法人に対する行政行為の不作为がある。

### 処理結果

本件苦情は、令和元年度については、「当該苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているとき」に該当し、令和2年度については、監査委員から決定通知が行われており「判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項」に該当するため調査しないこととした。

## 4 県からの封書が閉じられずに郵送されたことについて

(子ども生活福祉部)

### 苦情の趣旨

子ども生活福祉部から送付された申立人あての封書が閉じられずに郵送された。

### 調査の結果

#### (1) 県の回答

ア 封筒未閉じとされる公文書開示にかかる封書については、5月20日午前中に担当者が課内の発送郵便物を置くかごに封筒を置き、その後、収発室経由で郵送された。

当件について申立人に対する説明は次のとおりである。

- ・ 5月30日15時過ぎ、班長及び担当者が行政情報センター協議室で申立人に対し、公文書閲覧対応を行った。
- ・ 閲覧に先立ち、未封緘封筒が届いたことについて謝罪した。
- ・ 封筒は、フタ部分にテープのりが貼られ、折り曲げられていない状態であった。フタを剥がした様子は感じられなかった。
- ・ 封筒に入っている文書を取り出し、紛失がないことを確認した。
- ・ その後、公文書開示請求内容とその回答（交付文書含む）について説明した。
- ・ 閲覧を終える際、未封緘封筒が届いたことについて改めて謝罪した。

#### イ 未封緘封筒による郵送を行ったことについて

県として未封緘封筒による郵送を行ったことについて深くお詫び申し上げます。今後、文書の発送については、封緘等のダブルチェックを実施し、今回と同様のことが2度と起こらないよう処理していくこととする。

#### (2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、個人情報の保護を図る上から、封筒により文書を送付する際には封緘等を確実に行うことが、当然なことであると考えます。

今後、子ども生活福祉部においては、文書の発送に当たって、封緘等のダブルチェックを実施し、再発防止対策を講じるよう、当職から同部あて申し入れます。

## 5 うちなーんちゅ応援プロジェクト8期・9期・10期の不支給について

(商工労働部)

### 苦情の趣旨

うちなーんちゅ応援プロジェクト8期・9期・10期不支給理由の自主的休業・営業実態に対する調査内容の信憑性に関すること等及び早急に協力金の支給を求める。

### 調査の結果

#### (1) 県の回答

申立人の申請については、第8期及び第9期については、要請日以前から休業していることが協力金支給の条件を満たしていないため、不支給となっております。

申立人は、第8期協力金の申請時に、令和2年4月から休業していると記入し、申請しております。第3期からの協力金申請受付要項に記載のとおり、要請発出日以前から休業している事業者は協力金の支給対象外としております。

また、第10期の協力金については、要請発出日時点での営業実態があると確認できないため、不支給となっております。

県としては今後、協力金の申請に対しては、引き続き、不正疑いや虚偽記載疑いがある場合には、申請者への確認や追加資料の提出要求等により、疑義対応を行っていく考えです。

また、不正受給につき強い疑いのある店舗については刑事告訴も視野に入れ、県警とも協議をしているところです。

#### (2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、商工労働部は協力金申請受付要項に基づき、支給要件に合致しているかについて、定められた手順に従い、適切に審査を行っているものと判断いたします。

また、明らかに休業しているのに協力金を受給している店舗があるとの申立人からの申し立てについては、法令順守及び社会的公平性の確保等の観点から許すべきではないものと解します。

当職から同部に対し、今後、県警等関係機関との連携を一層強化し、不正受給の事実が判明した場合には、厳正に対処するよう申し入れます。

## 6 うちなーんちゅ応援プロジェクト協力金の支給・不支給の判断基準等について (商工労働部)

### 苦情の趣旨

うちなーんちゅ応援プロジェクト協力金の支給・不支給の判断基準が明確になっていない。また、的確な理由を答えられる窓口がない。

### 調査の結果

#### (1) 県の回答

協力金の支給要件は、申請受付要項において定めており、要請発出日において適正な飲食店営業許可に基づき、県内で営業している飲食店または遊興施設、結婚式場等が対象となります。

また、各要請期間ごとに全期間要請に協力している必要があります。

以下に該当する店舗は基本的に協力金の支給対象外となります。

- ・食品衛生法上、適正な飲食店営業許可を取得していない店舗
- ・営業許可証の種類が「簡易営業（R3.5.31までに発行）」または「臨時営業（R3.6.1以降に発行）」である店舗
- ・宅配、テイクアウト、移動可能店舗（自動車営業・キッチンカー・移動式屋台等）、スーパー・コンビニや弁当屋等のイートイン
- ・既に閉業した店舗や要請発出日以前から休業中の店舗
- ・デリバリーヘルス、その他性風俗店
- ・店舗の運営等に関する関係法令に違反している店舗
- ・営業実態が確認できない、要請対象店舗であることが確認出来ない等、その他知事が適切でないと判断する店舗

なお、沖縄県公式ホームページにおいて、支給対象外となった事例の掲載及び不支給に関する問い合わせについて案内をしております。

#### (2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、商工労働部は協力金申請受付要項に基づき、支給要件に合致しているかについて、定められた手順に従い、適切に審査を行っているものと判断いたします。



## 7 うちなーんちゅ応援プロジェクト協力金の支給・不支給の判断基準等について (商工労働部)

### 苦情の趣旨

うちなーんちゅ応援プロジェクト協力金の支給・不支給の判断基準が明確になっていない。また、憲法29条第3項について県としてどうとらえているか。

### 調査の結果

#### (1) 県の回答

協力金の支給要件は、申請受付要項において定めており、要請発出日において適正な飲食店営業許可に基づき、県内で営業している飲食店または遊興施設、結婚式場等が対象となります。

協力金は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく休業要請又は営業時間短縮要請にご協力頂いた飲食店を営む事業者に支給されるものです。

協力金が賠償金や補償金といった性質のものではないことから、県としましては、協力金と憲法第29条第3項の財産権の補償は別の問題であると考えております。

#### (2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、商工労働部は協力金申請受付要項に基づき、支給要件に合致しているかについて、定められた手順に従い、適切に審査を行っているものと判断いたします。

## 8 警察法第79条に基づく「苦情申立書」の処理について

(県の機関以外)

### 苦情の趣旨

警察法第79条に基づく「苦情申立書」の回答書が3週間経過したが受理できていない。処理が放置されている。

### 処理結果

本件苦情については、県の機関の業務の執行に関する事項ではないため、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第3条に規定する行政オンブズマンの所管には該当しないことから調査しないこととした。

## 9 「自主的休業」を理由にしたコロナ協力金の不支給について

(商工労働部)

### 苦情の趣旨

コロナ協力金において「自主的休業」を理由に不支給になった。周辺店舗の状況を見ても到底納得できるものではない。休業の定義を明確にして欲しい。

### 調査の結果

#### (1) 県の回答

協力金の支給要件は、申請受付要項において定めており、要請発出日において適正な飲食店営業許可に基づき、県内で営業している飲食店または遊興施設、結婚式場等が対象となります。

協力金はあくまでも要請に協力いただいた店舗を支給対象としています。

売上が減少した店舗を支援するという趣旨ではありません。よって要請発出日以前から経営上の理由や健康上の理由等によって自主的に休業している店舗は協力金の支給対象外となります。

なお、「自主的に休業」の判断につきましては、事業者から申請時に提出頂いた書類の内容等から判断しています。

また、「休業」の定義については、広辞苑第三版によると、休業とは「営業を休むこと」となっており、県においても同様に認識しております。

協力金の申請に対しては、引き続き、不正疑いや虚偽記載疑いがある場合には、申請者への確認や追加資料の提出要求等により、疑義対応を行っていく考えです。また、不正受給につき強い疑いのある店舗については刑事告訴も視野に入れ、県警とも協議をしているところです。

#### (2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、商工労働部は協力金申請受付要項に基づき、支給要件に合致しているかについて、定められた手順に従い、適切に審査を行っているものと判断いたします。

また、不正受給につき強い疑いのある店舗については、法令順守及び社会的公平性等の観点から許すべきではないものと解します。

当職から同部に対し、今後、県警等関係機関との連携を一層強化し、不正受給の事実が判明した場合には、厳正に対処するよう申し入れます。

## 10 警察本部長あてに送付した文書の回答の連絡について

(県の機関以外)

### 苦情の趣旨

沖縄県警察本部長あてに送付した文書の「ご検討していただく事項」の回答の連絡が2ヵ月半経過したが連絡がない。放置されている。

### 処理結果

本件苦情については、県の機関の業務の執行に関する事項ではないため、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第3条に規定する行政オンブズマンの所管には該当しないことから調査しないこととした。

## 11 自主休業扱いによる協力金の不支給について

(商工労働部)

### 苦情の趣旨

従業員が喉の痛み風邪気味・濃厚接触者となったので、店を休んだことが自主休業扱いとなり、協力金が不支給となったことは納得できない。

### 調査の結果

#### (1) 県の回答

協力金の支給要件は、申請受付要項において定めており、要請発出日において適正な飲食店営業許可に基づき、県内で営業している飲食店または遊興施設、結婚式場等が対象となります。

協力金はあくまでも要請に協力いただいた店舗を支給対象としています。

売上が減少した店舗を支援するという趣旨ではありません。よって要請発出日以前から経営上の理由や健康上の理由等によって自主的に休業している店舗は協力金の支給対象外となります。

なお、「自主的に休業」の判断につきましては、事業者から申請時に提出頂いた書類の内容等から判断しています。

協力金の申請に対しては、引き続き、不正疑いや虚偽記載疑いがある場合には、申請者への確認や追加資料の提出要求等により、疑義対応を行っていく考えです。また、不正受給につき強い疑いのある店舗については刑事告訴も視野に入れ、県警とも協議をしているところです。

#### (2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、商工労働部は協力金申請受付要項に基づき、支給要件に合致しているかについて、定められた手順に従い、適切に審査を行っているものと判断いたします。

当職から同部に対し、今後、県警等関係機関との連携を一層強化し、不正受給の事実が判明した場合には、厳正に対処するよう申し入れます。

## 12 警察本部長あてに送付した文書の回答について

(県の機関以外)

### 苦情の趣旨

沖縄県警察本部長あてに送付した文書の回答が電話連絡にてありましたが、なぜ、道路に当たらないのか具体的な説明がないので、理解できず不満です。

### 処理結果

本件苦情については、県の機関の業務の執行に関する事項ではないため、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第3条に規定する行政オンブズマンの所管には該当しないことから調査しないこととした。

### 13 赤土等流出防止に関する県職員の指導のあり方について

(環境部)

#### 苦情の趣旨

赤土等流出防止に関する北部保健所職員の指導は適正に行うようにして欲しい。

#### 調査の結果

##### (1) 県の回答

北部保健所は申立人に対し、平成30年から現在に至るまで赤土条例第6条の規定に基づく事業行為届出や同条例第3条の規定に基づく赤土等流出防止対策などについて再三にわたり指導を行っておりますが、未だ改善の余地がみられない状況です。

申立人の事業行為は、周辺住民にも迷惑をかけており、申立人の事業行為が確認される度毎に、北部保健所に通報があり、現地確認等し、指導するよう求めてきております。

また、指導を行った北部保健所職員が威圧的な態度をとったことはなく同条例等に基づく届出を適切に行うよう指導を行っており、不適切な対応はなかったものと考えております。

今後も、事業者等において赤土条例に基づく届出や赤土等流出防止対策が適切に行われるよう、事業者等に対し指導等を丁寧に行ってまいります。

##### (2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、環境部は沖縄県赤土等流出防止条例に基づき、適切に指導を行っているものと判断いたします。

当職から同部に対し、申立人に対する同条例に基づく事業行為届手続きや県土保全条例との関連等について分かり易い説明等を十分に行っていただくよう申し添えます。

また、申立人に対し、同条例の目的等について御理解をいただき同条例を順守するよう助言します。

## 14 県立高校校長・教頭の監督責任、不誠実な対応について

(教育委員会)

### 苦情の趣旨

県立高校校長・教頭の監督責任、不誠実な対応について、早急な対応を要求します。

### 調査の結果

#### (1) 県の回答

県教育委員会としましては、学校からの報告、アンケート結果から、顧問による一部不適切な発言があったと認識しており、学校長の判断で、顧問を指導から外したことについては、学校側の判断を尊重しているところです。しかし、部員及び保護者から引き続き当該顧問の指導を望む意見が多数でていることから、今後も、部員及び保護者へは丁寧に説明を行う必要があると考えております。

また、当該校は、アンケート及びヒアリング実施、スクールロイヤーに相談する等、その対応に慎重且つ丁寧に取組んだことから、時間を要することとなったと考えております。

さらに、部活動指導は外部コーチが継続して行うとともに、副顧問が部員に対し精神的なケアを行っているところであります。

加えて、退部した生徒に対しては、養護教諭等がカウンセリングを行い、また、日常的な観察を担当が行い、管理者へ報告体制がなされる等、当該生徒の学校生活のフォローやいじめの未然防止に取り組んでおります。

このような状況を踏まえ、引き続き学校と情報共有を図ってまいります。

#### (2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、教育委員会及び学校はお互い情報共有を図り、学校は退部した生徒及び部員へのアンケートの実施や聞き取りを行うとともに、法律の専門家であるスクールロイヤーの助言を受けながら検討を行った結果、顧問を部活動の指導から外す対応をとっており、慎重に対応しているものと考えます。

また、部員に対しては副顧問が精神的なケアを行い、退部した生徒に対しては養護教諭等がカウンセリングを行い、日常的な観察を担当が行い、管理者へ報告体制がなされる等の取り組みがなされており、適切に対応しているものと考えます。

当職から同委員会に対し、学校と連携して申立人をはじめとする関係者に対して丁寧に説明を行うとともに、今後とも引き続き、子ども達の心身のケアへ配慮したきめ細かな対応をとるよう申し入れます。



## 15 沖縄県教育委員会の監督責任、不誠実な対応について

(教育委員会)

### 苦情の趣旨

沖縄県教育委員会の監督責任、不誠実な対応について、早急な対応を強く望みます。

### 調査の結果

#### (1) 県の回答

県教育委員会としましては、学校からの報告、アンケート結果から、顧問による一部不適切な発言があったと認識しており、学校長の判断で、顧問を指導から外したことについては、学校側の判断を尊重しているところです。しかし、部員及び保護者から引き続き当該顧問の指導を望む意見が多数でていることから、今後も、部員及び保護者へは丁寧に説明を行う必要があると考えております。

また、当該校は、アンケート及びヒアリング実施、スクールロイヤーに相談する等、その対応に慎重且つ丁寧に取り組んだことから、時間を要することとなったと考えております。

さらに、部活動指導は外部コーチが継続して行うとともに、副顧問が部員に対し精神的なケアを行っているところであります。

加えて、退部した生徒に対しては、養護教諭等がカウンセリングを行い、また、日常的な観察を担当が行い、管理者へ報告体制がなされる等、当該生徒の学校生活のフォローやいじめの未然防止に取り組んでおります。

このような状況を踏まえ、引き続き学校と情報共有を図ってまいります。

#### (2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、教育委員会及び学校はお互い情報共有を図り、学校は退部した生徒及び部員へのアンケートの実施や聞き取りを行うとともに、法律の専門家であるスクールロイヤーの助言を受けながら検討を行った結果、顧問を部活動の指導から外す対応をとっており、慎重に対応しているものと考えます。

また、部員に対しては副顧問が精神的なケアを行い、退部した生徒に対しては養護教諭等がカウンセリングを行い、日常的な観察を担当が行い、管理者へ報告体制がなされる等の取り組みがなされており、適切に対応しているものと考えます。

当職から同委員会に対し、学校と連携して申立人をはじめとする関係者に対して丁寧な説明を行うとともに、今後とも引き続き、子ども達の心身のケアへ配慮したきめ細かな対応をとるよう申し入れます。

## 16 「いじめ重大事態」再調査は不要の通知等の回答について

(子ども生活福祉部)

### 苦情の趣旨

申立人から県あてに令和4年12月6日付け書面で送付した「いじめ重大事態」再調査は不要の通知、説明の場についての回答を書面にいただきたい。

### 調査の結果

#### (1) 県の回答

再調査の必要性に関する県から申立人への通知については、法的根拠はないことから行っておりませんが、令和3年8月16日に申立人に対し、再調査を実施しない旨の通知文書は発出しないこと及び再調査を要しない理由について口頭で説明しております。

また、再調査を要しない理由については、既に口頭にて説明済みであることから、今回の要望についても、口頭にて説明することといたしました。

本苦情に関する調査実施通知書の趣旨欄にある回答については、現在、口頭による説明を拒否されておりますが、苦情申立人から申し出があった際は、改めて口頭により行うこととします。

なお、苦情申立人から求めがあった場合は、いじめ重大事態の調査、報告、再調査についての根拠となる「いじめ防止対策推進法」及び本件再調査の必要性について判断の根拠とした「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を提供したいと思います。

#### (2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、行政における事務処理に当たって、文書による照会、依頼等に対する通知、回答等は文書によることが通例であるとともに、法令等の規定の有無にかかわらず、確実性や客観性等の観点から文書により行うことが適切であると考えます。

当職は、今回申立について、子ども生活福祉部は申立人に対し、文書による通知、回答を行うよう助言します。

### 第3 窓口・電話等での苦情・相談の処理事例

令和4年度に処理した窓口や電話での苦情・相談のうち、主な事例を挙げる。

#### 知事公室

県に対する要望、意見等がある。県に要望、意見等を述べるにはどのような方法があるか。

また、オンブズマン室はどのような相談を受け付けるのか。

[対応] 県に対する要望、意見等については県民ご意見箱に投書する方法がある旨を伝えた。

また、オンブズマン室は、県の業務に対する苦情等を扱う旨を説明した。

相談者に対し、当室のパンフレットと苦情申立書及び県民ご意見箱の用紙を提供した。

#### 総務部

先だって県職員が万引きで逮捕された旨の新聞記事が掲載されていた。

当該職員に対する処分はどうなったのか。

[対応] 県職員の懲戒処分等については人事課が行う旨を説明し、同課を案内した。

#### 企画部

企画部統計課に新聞記事に載っている件で電話照会した。

若い女子職員が電話に出ていたが、女子職員は新聞を取っていないので分からないという返答であった。

県民からの問合せに答えられないような県職員は資質に問題があるのではないか。

[対応] 職員の電話応対等に関する苦情については、人事課を案内した。

なお、今回苦情の件については、統計課管理資料班長に適切な電話応対を周知するよう伝えた。

#### 環境部

県の行政施策について苦情がある。宮古島における浄化槽の放流水について、溜枘の設置が義務づけられ市民に金銭的負担がかかっている。放流水の処理のやり方がおかしい。

[対応] 行政オンブズマンが処理する苦情は、自己の利害に係る県の機関の業

務の執行に関する事項で、苦情申立書は県のホームページで入手できることを伝えた。

県の行政施策に対する意見については、県民ご意見箱の制度もあることを併せて説明した。

### 子ども生活福祉部

家族が障害者手帳2級の認定を受けたが、級数の認定に関する疑義がある。オンブズマン室で相談できるか。

[対応] 級数の認定に関する疑義について聞きたいということであったため、子ども生活福祉部障害福祉課で相談してみるよう案内した。

### 保健医療部

家族の心の相談の件で中部保健所に電話したが、当方は名前を名乗ったが対応した女性職員は名前を聞いたが名乗らなかった。今後やりとりするときには相手の名前を知らないと困ることもあると思うが、問題ではないか。

[対応] 中部保健所精神保健班長に苦情の内容について伝えた。

電話がかかってきたのがお昼休み中で担当者が不在だったことに相談者が激怒したため、対応者が名前を名乗れなかったとのこと。通常対応としては、名前を名乗っている。

午後、担当者から改めて電話をしたところ落ち着いた様子で応じてもらえたとのこと。

### 商工労働部

県内の大手企業と中小企業との賃金格差が大きすぎる。

玉城知事には、県内大手企業と中小企業の賃金格差等の解消について何らかの対策を講じていただくよう要望したい。

[対応] 相談者は知事への要望として述べたいとのことであったため、要望の趣旨については記録の上、オンブズマンに報告する旨を伝えた。

### 文化観光スポーツ部

国は7月から観光対策としてGOTO代替事業を行うと発表している。沖縄県は6月中はおきなわ彩発見事業が行われているが、7月からどうなるのか観光振興課に聞いたら「未定」との返答である。

観光沖縄を標榜するのであれば、観光振興事業については、いち早く具体的な事業内容を決めて発表すべきであるのに対応が遅い。

[対応] 担当課を案内したところ、県民の意見としてオンブズマンに聞いて欲しいとのことであった。このため、意見等については、記録の上、オンブズマンに報告する旨を伝えた。

## 土木建築部

名護市に住んでいる。国道、県道、市道ともに道路の雑草が繁茂しているが、委託を受けた業者の除草作業が緩いため雑草が直ぐに生えてくる。

本土では除草作業は徹底的に根元から除草するが沖縄ではそれがなされていない。

[対応] 雑草が繁茂している箇所が特定できるのであれば、国道の場合は北部国道事務所、県道の場合は北部土木事務所、市道の場合は名護市役所へ除草について相談するよう案内した。

なお、本県は温暖な気候等のため、雑草の成長が他府県より早い特徴があることについて説明した。

## 教育委員会

県立高校の一部で「高校イエローカード制度」がある。

その制度及び学校の対応について相談したいが、どこに相談したらよいか。

[対応] 急を要するということだったので、県立学校教育課で担当班長を交えて相談するよう案内した。

県立学校教育課高校教育改革班長に相談の内容について伝え、丁寧に説明するよう依頼した。

## 第4 提言及び意見表明

令和4年度は、行政オンブズマンから県の機関に対する是正等の措置を講ずる提言及び制度の改善を求める意見の表明はなかった。

## 第5 その他運営状況

### 1 関係機関との連携

県民の苦情や相談は、県の事務に限らず市町村や国の事務である場合も多く、これらの苦情等については、必要に応じて市町村の相談窓口や総務省沖縄行政評価事務所等と連携を図りながら事務処理を行っている。

### 2 インターネットによる県民への情報提供

行政オンブズマンへ寄せられた県民からの苦情・相談の内容等をホームページに掲載し、広く県民に情報を提供した。

### 3 全国苦情救済・オンブズマン制度連絡会

総務省主催の「第23回全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」は令和4年12月22日にWeb会議形式で開催された。

## II 資料編





# 第1 苦情相談、提言、意見表明等の実績

## 1 機関別・月別苦情等件数(令和4年度)

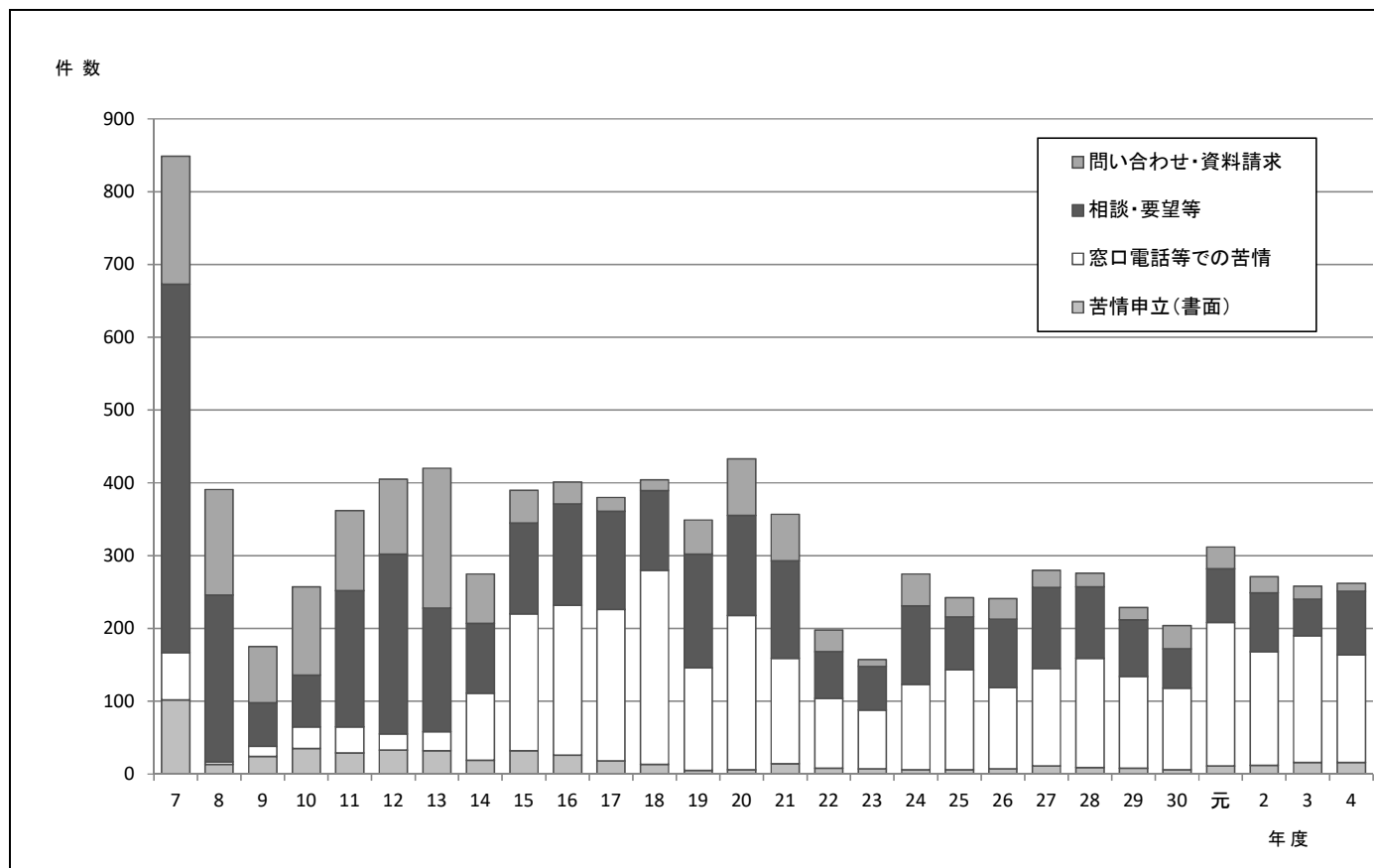
機関		月												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
知事部局	知事公室	1	1	2	5	1	2	-	3	3	8	4	1	31
	総務部	1	1	-	1	2	4	1	1	2	2	1	1	17
	企画部	-	-	-	-	-	1	1	-	2	-	-	-	4
	環境部	-	-	-	4	-	-	1	1	1	-	-	-	7
	子ども生活福祉部	1	2	6	2	1	3	3	6	2	1	4	-	31
	保健医療部	-	-	1	2	-	2	5	6	2	1	-	4	23
	農林水産部	-	-	-	-	2	-	4	-	1	-	-	-	7
	商工労働部	1	-	1	6	2	1	-	-	-	-	1	1	13
	文化観光スポーツ部	-	-	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	4
	土木建築部	2	3	2	-	3	1	4	-	2	9	-	2	28
出納事務局		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企業局		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
病院事業局		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育委員会		1	2	-	1	-	1	2	4	4	5	3	-	23
選挙管理委員会		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人事委員会		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
監査委員		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
労働委員会		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県の機関計		7	9	14	22	11	15	21	22	19	26	13	9	188
県の機関以外		5	1	3	4	6	5	10	18	4	8	5	5	74
合計		12	10	17	26	17	20	31	40	23	34	18	14	262

(注) 知事部局の中で一つの苦情等について所管する部局が複数ある場合は、主な窓口となる部局に算入する。

(注) 県の機関以外とは、行政オンブズマン設置要綱第2条に定める「県の機関」以外とする。(国、市町村、外郭団体等)

2 年度別・苦情相談等件数(平成7年度～令和4年度)

事項 \ 年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	計
苦情申立(書面)	102	13	24	35	29	33	32	19	32	26	18	13	5	6	14	8	7	6	6	7	11	9	8	6	11	12	16	16	524
窓口電話等での苦情	65	4	14	30	36	22	26	92	188	206	208	267	141	212	145	96	81	117	137	112	134	150	126	112	197	156	174	148	3,396
相談・要望等	506	229	60	71	187	247	170	96	125	139	135	109	156	137	134	64	60	108	73	94	111	98	78	54	74	81	50	87	3,533
問い合わせ・資料請求	176	145	77	121	110	103	192	68	45	30	19	15	47	78	64	30	9	44	26	28	24	19	17	32	30	22	18	11	1,600
合計	849	391	175	257	362	405	420	275	390	401	380	404	349	433	357	198	157	275	242	241	280	276	229	204	312	271	258	262	9,053



3 要綱第15条に基づく提言・意見表明の状況

事項 \ 年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	計
提言	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
意見表明	3	1	1	2	-	1	1	1	1	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16
合計	3	1	1	3	-	1	1	1	1	1	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	

## 第2 行政オンブズマン設置後の運営状況

- 平成7年4月 行政オンブズマン制度発足  
行政オンブズマンを石田穰一及び島村幸雄の両名に委嘱  
「沖縄県行政オンブズマン相談室」を開設  
調査員として、副参事1名、臨任職員1名及び嘱託員1名を配置
- 10月 意見表明  
第1号 宜野湾マリーナの使用許可等について  
第2号 沖縄県職員採用試験の受験年齢について  
第3号 土地関係苦情事案の多発について
- 平成8年8月 意見表明  
第4号 「美ら島を守るために」について
- 平成9年4月 行政オンブズマンに石田穰一及び島村幸雄の両名を再任  
8月 意見表明  
第5号 首里城周辺の混雑緩和について
- 平成11年3月 提言・意見表明  
第6号 植樹帯の見直し撤去について（意見表明）  
第7号 講師謝礼金支払基準と運用の見直しについて（意見表明）  
第8号 県職員の電話の対応について（提言）  
「沖縄県行政オンブズマン調査員設置規程」を制定
- 4月 行政オンブズマンに大城光代及び宮城健蔵の両名を委嘱
- 平成12年6月 沖縄県行政システム改革大綱に基づき、インターネットへの掲載及び職員研修の実施  
7月 意見表明  
第9号 環境美化推進について
- 平成13年4月 行政オンブズマンに大城光代及び宮城健蔵の両名を再任  
7月 意見表明  
第10号 保健医療体制整備のための医師の養成確保について  
8月 行政オンブズマンによる管理者研修
- 平成14年5月 行政オンブズマンによる管理者研修  
7月 意見表明  
第11号 県営住宅の管理運営について

- 平成 15 年 4 月 行政オンブズマンに長嶺信榮及び大城道子の兩名を委嘱  
5 月 行政オンブズマンによる管理者研修  
11 月 意見表明  
第 12 号 離島における県税納付方法の改善について
- 平成 16 年 2 月 行政オンブズマンによる研修  
具志川市管理職研修「オンブズマン室からみた住民の苦情」講話  
8 月 意見表明  
第 13 号 父子家庭の県営住宅への優先入居について
- 平成 17 年 4 月 行政オンブズマンに長嶺信榮及び大城道子の兩名を再任  
8 月 提言・意見表明  
第 14 号 県土保全条例に基づく、開発事業主に対する監督・助言について（提言）  
第 15 号 人事異動に伴う事務停滞の防止について（意見表明）
- 平成 18 年 7 月 意見表明  
第 16 号 母子及び寡婦福祉資金の貸付に係る連帯保証人について
- 平成 19 年 4 月 行政オンブズマンに大工廻朝次及び翁長孝枝の兩名を委嘱  
7 月 意見表明  
第 17 号 県営住宅家賃の減免措置の改善について
- 平成 20 年 3 月 意見表明  
第 18 号 教育庁での沖縄県情報公開条例の運用及び行政事務処理の改善について
- 平成 21 年 4 月 行政オンブズマンに大工廻朝次及び翁長孝枝の兩名を再任
- 平成 23 年 4 月 行政オンブズマンに玉城征駟郎及び宮城智子の兩名を委嘱
- 平成 25 年 4 月 行政オンブズマンに玉城征駟郎及び宮城智子の兩名を再任
- 平成 27 年 4 月 行政オンブズマンに宮城嗣宏及び米藏博美の兩名を委嘱
- 平成 29 年 4 月 行政オンブズマンに宮城嗣宏を再任、當間重美を委嘱
- 平成 31 年 4 月 行政オンブズマンに當間重美を再任
- 令和元年 6 月 行政オンブズマンに吉崎敦憲を委嘱
- 令和 3 年 4 月 行政オンブズマンに真栄城香代子を委嘱

令和3年6月 行政オンブズマンに吉崎敦憲を再任

令和5年4月 行政オンブズマンに真栄城香代子を再任

### 第3 提言及び意見表明した事項の改善状況

意見表明（平成7年10月5日）

第1号 宜野湾港マリーナ施設の使用許可等について

宜野湾港マリーナ施設の使用許可にあたっては、新たに申請希望者名簿等を整備し、これらを活用して申請者を選定するよう明確にされたい。また、継続使用については、更新手続の規定を新設するとともに、更新回数に一定の限度を設けるなどして、待機者の申請の機会を増やすよう検討されたい。

[改善状況]

これまで、不備であった事務処理関係の規程を整備し、「宜野湾港マリーナの規定集及び諸手続き書類」にまとめ、これに基づき事務を進めた結果、その後、スムーズに運営されている。

意見表明（平成7年10月5日）

第2号 沖縄県職員採用試験の受験年齢について

幅広く、かつ高い識見を有する職員を積極的に採用するため、採用試験の年齢制限を引き上げるよう見直したらどうか。

[改善状況]

沖縄県職員の上級・中級の採用試験の受験資格がこれまで、「満21歳以上28歳未満」を「満21歳以上29歳まで」となった。

意見表明（平成7年10月5日）

第3号 土地関係苦情事案の多発について

公共用施設の取得と継続管理に携わる関係職員の研修を徹底し、部局内の事務手続に際し、チェック機能を活性化するとともに、上司による適切な指導監督が行われるようにされたい。

[改善状況]

特に、公共用地等の取得に携わる職員を対象に特別研修を実施するなど、職員の研修に努めてきた。

毎週1回行われる課内のミーティングを通して適切に事務処理が行われているか、気をつけるようにしている。

意見表明（平成8年8月6日）

第4号 「美ら島を守るために」について

沖縄の青い海、美しい自然は、赤土、ゴミなどで汚され、観光立県の将来が危ない。美ら島の美しさ、景観を守るための実効ある方策を積極的に推進されたい。

[改善状況]

不法投棄廃棄物の定期パトロールを年4回、廃棄物対策課を中心に保健所・警察との合同で実施し、クリーン行政に努めている。

**意見表明**（平成9年8月25日）

第5号 首里城周辺の混雑緩和について

首里城公園を訪ねる観光客の交通阻害、混雑などで、観光客も付近住民も困惑し、非常に不愉快な思いをしているので、早急に対策を検討されたい。

[改善状況]

- ① 首里城への進退路コースを一方通行にした。
- ② 屋台土産店舗の営業場所を仮設店舗の中に移転した。
- ③ 正規のタクシー乗り場を設置した。
- ④ 守礼門の団体写真撮影場所を、歓会門に移し、撮影場所に線を引き、はみ出ないように撮影場所を指定した。
- ⑤ バス駐車場を12台分更に拡張することになった。

**意見表明**（平成11年3月16日）

第6号 植樹帯の見直し撤去について

既設の県道植樹帯の中には雑草が繁茂し、歩行者等の通行に支障を来している箇所が各地に見受けられるので、改訂後の県道植樹帯設置基準に沿って抜本的な見直しを行い、交通の支障になっている低木等植栽の撤去等についての長期計画を策定・実施し、人と車が安全で快適な通行が出来るよう検討されたい。

[改善状況]

既存の植樹帯について、「帯」から「升」へと順次改善を図っており、今後とも安全な道路を目指して、改善に取り組む予定である。

**意見表明**（平成11年3月16日）

第7号 講師謝礼金支払い基準と運用の見直しについて

沖縄県が支払う講師謝礼金は、基準が実情に沿わず、これによれない場合の運用にも問題があり、優れた人を講師に得ることが困難な実情にあるので、その改善を図られたい。

[改善状況]

当面は、基準によりがたい場合は、従来どおり個別協議で対応する。

**提言**（平成11年3月30日）

第8号 県職員の電話対応について

県職員が、電話で対応するとき、所属と名前を名乗るようにしたらどうか。そのための是正措置を速やかにとられたい。

[改善状況]

「接遇マニュアル」を作成し、それを通して行政サービスの向上に努める。

**意見表明**（平成12年7月10日）

第9号 環境美化推進について

「沖縄県行政システム改革大綱」が策定され、その具体的方策の一つに「美ら

島づくりに向けて環境保全率先行動を実施すること」が挙げられた機会に、汚れた場所を清掃するだけでなく、汚さないための方策を検討されたい。

[改善状況]

「ちゅら島環境美化条例」を平成14年3月30日に制定し、同年7月1日から一部条項を除き施行、平成15年1月1日から全面施行している。

#### 意見表明（平成13年7月26日）

##### 第10号 保健医療体制整備のための医師の養成確保について

県の「沖縄県保健医療計画」に示された医師の養成確保の理念を実現するため、具体的な方策を立てることを検討されたい。

[改善状況]

- ① 医師が都市部に集中し、北部や宮古・八重山は医師確保が困難な地域となっているが、県立中部病院の臨床研修終了医師の確保や、大学病院との連携等により、医師確保に努めている。
- ② 医療機器については、八重山地域から強い要望があったMRIが平成13年度に導入され、精和病院を除く全ての県立病院で整備済みである。

#### 意見表明（平成14年7月5日）

##### 第11号 県営住宅の管理運営に関する県の指導の強化について

県営住宅の管理運営については、住宅供給公社や県営住宅居住者の自治会に任せるだけでなく、県が適正な管理運営に向けて指導を強化すべきである。

[改善状況]

- ① 共益費負担問題  
共益費の負担については、団地自治会等による自主的管理を基本とし、自治会が独自に行うものであるが、県としても団地自治会に対して何らかの助言等を行っていききたい。
- ② 連帯保証人の問題  
連帯保証人は、入居者の家賃だけでなく、発生する一切の責務について保証するものであることから、安易に辞退を認めることは適当でないと判断するが、個別事情を十分調査のうえ対応していききたい。
- ③ ペット飼育問題  
ペット飼育については、日頃よりポスターの掲示、ステッカーの貼付等により理解と協力を求めているが、苦情等により違反者が判明次第、その者に対し厳重注意しているところである。  
制度の見直しについては、他府県の状況も勘案しながら対応していききたい。

#### 意見表明（平成15年11月26日）

##### 第12号 離島における県税の納付方法の改善について

竹富町、座間味村、渡名喜村には、収納代理金融機関がないので、県税を納付するのに不便である。このような不便な状況を改善する対策を早急に検討して



もらいたい。

[改善状況]

竹富町、座間味村、渡名喜村及び勝連町津堅島の4地域で、郵便局を収納機関として指定し、平成16年4月から施行した。

**意見表明**（平成16年8月27日）

第13号 父子世帯の県営住宅への優先入居について

[改善状況]

父子世帯も優先入居の対象とする「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」が、平成17年6月定例県議会に提案し可決され、平成17年7月15日から施行された。

**提言**（平成17年8月18日）

第14号 土地開発に関する検査済証交付後における事業者に対する指導について

県は、沖縄県県土保全条例に基づく開発行為に関し、同条例第11条の検査済証交付後は、同条例第14条による勧告助言等はできないとの運用解釈をしているが、その運用を再考願いたい。

[改善状況]

今後の行政運営に反映させていくとの回答があった。

**意見表明**（平成17年8月18日）

第15号 人事異動に伴う事務停滞の防止について

人事異動に伴い事務を停滞させ、県民に対し不利益を及ぼすことがないように、対策を検討されたい。

[改善状況]

従来、人事異動等による事務引継は、課長以上の職にある職員及び所長等のみが事務引継書によることとされていたが、沖縄県職員服務規程を改正し全職員が事務引継書で引き継ぐこととなり、事務の引継体制が従来より強化された。

**意見表明**（平成18年7月21日）

第16号 母子及び寡婦福祉資金の貸付に係る連帯保証人について

資金の貸し付けに係る連帯保証人は、県内に1年以上居住していることを要件としているが、やむを得ない理由が認められる場合は、県外居住の親族を連帯保証人とするについても認め、県内に親族のいない母子・寡婦家庭にも同資金を借り受ける機会を与えるよう検討されたい。

[改善状況]

連帯保証人の取扱いについて、行政オンブズマンの意見に沿って「母子及び寡婦福祉資金の貸付基準」を改正し、平成19年4月1日から適用することとした。

**意見表明（平成19年7月5日）**

第17号 県営住宅家賃の減免措置の改善について

減免期間について、更新申請が可能となるよう「県営住宅家賃の減免及び徴収猶予実施要綱」の見直しを検討されたい。

[改善状況]

減免期間について、行政オンブズマンの意見に沿って「県営住宅家賃の減免及び徴収猶予実施要綱」を改正し、平成19年9月25日から適用することとした。

**意見表明（平成20年3月27日）**

第18号 教育庁での沖縄県情報公開条例の運用及び行政事務処理の改善について

沖縄県情報公開条例の運用が適正、適切になされるよう、条例の周知及び職員の研修に努めるとともに、行政事務全般の執行に当たっては、教諭出身の職員と他の行政事務職員の連携が強化されるよう、事務処理体制の改善を検討されたい。

[改善状況]

情報公開に係る事務処理体制について、義務教育課に特命副参事を配置するとともに、新採用職員等研修会や課内研修において条例等に関する講義の時間を増やす等、各職員の意識向上に努め、組織的な連携強化が図られた。

## 第4 行政オンブズマン制度

沖縄県行政オンブズマンは、県政に対する県民の苦情を簡易、迅速に処理し、県民の権利利益を擁護するとともに、公正な行政運営を図り、県政に対する信頼の確保と開かれた県政の推進に寄与することを目的として、平成7年4月1日に発足した制度です。

県の行政機関による違法・不当な行為や誤った行政処分などによって、県民の権利利益が侵害された旨の苦情の申立があれば、行政オンブズマンは速やかにその申立に関し調査を行い、調査結果等を苦情申立人に通知します。

特にオンブズマンが必要と認めたときは、県の機関に対し、業務執行の是正措置を求める「提言」、制度の改善等を求める「意見表明」を行います。その内容は公表され、県の機関によって改善が図られることとなります。

### 1 行政オンブズマンの職務

行政オンブズマンの職務は、次のとおりです。

- (1) 県政に対する県民の苦情を調査し、簡易・迅速に処理すること。
- (2) 県政の非違等については是正等の措置を講ずるよう提言すること。
- (3) 県政に関する制度等の改善を求める意見を表明すること。
- (4) 提言、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) その他県政に対する県民の苦情に関すること

### 2 所管外事項

行政オンブズマンの所管は、県の機関（議会及び公安委員会を除く）の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為ですが、次に掲げる事項は除かれます。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- (2) 裁判等で係争中の事案に関する事項
- (3) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）及び沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）に関する事項
- (4) 県職員の人事、給与その他勤務条件に関する事項
- (5) 行政オンブズマンの行為に関する事項

### 3 各県等の状況

全国の自治体における制度導入の状況は、令和5年4月現在、都道府県においては、4道県（北海道 秋田県 山梨県 沖縄県）、市町村等においては、30の特別区・政令市・市の合計34の自治体で制度の導入をしております。

## 第5 行政オンブズマンの紹介

行政オンブズマンの身分等は、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第7条に規定されている。

行政オンブズマンは、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職で、人格が高潔で社会的人望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

定数は、2人で、任期は2年となっている。ただし、1期に限り再任することができる。

現在、行政オンブズマンとして、吉崎敦憲氏が令和元年6月に、真栄城香代子氏が令和3年4月に就任し、行政オンブズマンの職務を遂行している。

### 1 行政オンブズマンの略歴

ま え し ろ か よ こ  
真栄城 香代子

- ・ 県環境生活部県民生活統括監
- ・ 県出納事務局会計管理者
- ・ 県参事監兼労働委員会事務局長
- ・ 公益財団法人沖縄県文化振興会  
常務理事  
などを歴任

よ し ざ き あ つ の り  
吉 崎 敦 憲

- ・ 那覇地家裁沖縄支部判事補・沖縄簡裁判事
- ・ 東京地裁判事・東京簡裁判事
- ・ 最高裁判所司法研修所教官
- ・ 琉球大学法科大学院教授、弁護士(現職)  
などを歴任

### 2 歴代行政オンブズマン

- |                        |           |         |
|------------------------|-----------|---------|
| ○ 平成7年4月1日～平成11年3月31日  | 石 田 穰 一   | 島 村 幸 雄 |
| ○ 平成11年4月1日～平成15年3月31日 | 大 城 光 代   | 宮 城 健 蔵 |
| ○ 平成15年4月1日～平成19年3月31日 | 長 嶺 信 榮   | 大 城 道 子 |
| ○ 平成19年4月1日～平成23年3月31日 | 大 工 廻 朝 次 | 翁 長 孝 枝 |
| ○ 平成23年4月1日～平成27年3月31日 | 玉 城 征 駟 郎 | 宮 城 智 子 |
| ○ 平成27年4月1日～平成29年3月31日 | 米 蔵 博 美   |         |
| ○ 平成27年4月1日～平成31年3月31日 | 宮 城 嗣 宏   |         |
| ○ 平成29年4月1日～令和3年3月31日  | 當 間 重 美   |         |

# III 關係規程



## 沖縄県行政オンブズマン設置要綱

平成 7 年 3 月 27 日  
知 事 決 裁

### (設置)

**第 1 条** 県政に対する県民の苦情を簡易・迅速に処理し、県民の権利利益を擁護するとともに、公正な行政運営を図り、県政に対する信頼の確保と開かれた県政の推進に寄与するため、本県に行政オンブズマンを置く。

### (定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 苦情 県民の自己の利害にかかわる県の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為についての苦情をいう。
- (2) 県の機関 知事部局、企業局、病院事業局並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 に定める執行機関のうち教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

### (所管)

**第 3 条** 行政オンブズマンの所管は、県の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- (2) 裁判等で係争中の事案に関する事項
- (3) 沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号）及び沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）に関する事項
- (4) 県職員の人事、給与その他勤務条件に関する事項
- (5) 行政オンブズマンの行為に関する事項

### (行政オンブズマンの職務)

**第 4 条** 行政オンブズマンの職務は、次のとおりとする。

- (1) 県政に対する県民の苦情を調査し、簡易・迅速に処理すること。
- (2) 県政の非違等については是正等の措置を講ずるよう提言すること。
- (3) 県政に関する制度等の改善を求める意見を表明すること。
- (4) 提言、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) その他県政に対する県民の苦情に関すること。

### (行政オンブズマンの責務)

**第 5 条** 行政オンブズマンは、県民の権利利益を擁護するため、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 行政オンブズマンは、その地位を政治的目的のために利用してはならない。

### (県の機関の責務)

**第 6 条** 県の機関は、行政オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

2 県の機関は、行政オンブズマンの職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

**(行政オンブズマンの身分等)**

**第 7 条** 行政オンブズマンの定数は、2 人とする。

2 行政オンブズマンは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職とする。

3 行政オンブズマンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 行政オンブズマンの任期は 2 年とし、1 期に限り再任を妨げない。

5 行政オンブズマンの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 111 号）に定めるところによる。

**(秘密を守る義務)**

**第 8 条** 行政オンブズマンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

**(解嘱)**

**第 9 条** 知事は、行政オンブズマンが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) その他行政オンブズマンにふさわしくない行為があると認めるとき。

**(兼職の禁止)**

**第 10 条** 行政オンブズマンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 行政オンブズマンは、本県と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

**(苦情の調査、通知等)**

**第 11 条** 行政オンブズマンは、県民から苦情の申立てがあったときは、速やかに当該苦情に関して調査するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該苦情を調査しない。

(1) 第 3 条ただし書の規定に該当するとき。

(2) 苦情の内容が、当該苦情に係る事実のあった日から 1 年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(3) 申し立てられた苦情が虚偽であるときその他正当な理由がないとき。

(4) その他調査することが適当でないとき。

2 行政オンブズマンは、前項の規定により苦情を調査するときは、県の機関に対し、その旨を通知しなければならない。



3 行政オンブズマンは、第 1 項ただし書の規定により苦情を調査しないときは、その旨を理由を付して苦情申立人（以下「申立人」という。）に速やかに通知しなければならない。

**（苦情の調査の中止）**

**第 12 条** 行政オンブズマンは、苦情の調査を開始した後においても、前条第 1 項ただし書の規定に該当すると認めるときは、調査を中止することができる。

2 行政オンブズマンは、前項の規定により苦情の調査を中止したときは、その旨を理由を付して申立人及び県の機関に速やかに通知しなければならない。

**（調査の方法）**

**第 13 条** 行政オンブズマンは、苦情の調査のため必要があると認めるときは、県の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の資料を閲覧し、若しくはその写しの提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

**（申立人への通知）**

**第 14 条** 行政オンブズマンは、苦情の調査結果について、申立人に速やかに通知しなければならない。

**（協議、提言、意見表明等）**

**第 15 条** 行政オンブズマンは、苦情の調査の結果、必要があると認めるときは、県の機関に是正等の措置について協議することができる。

2 行政オンブズマンは、苦情の調査の結果、必要があると認めるときは、県の機関に対し是正等の措置を講ずるよう提言することができる。

3 行政オンブズマンは、苦情の調査の結果、必要があると認めるときは、県の機関に対し制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

4 行政オンブズマンは、第 2 項の規定により提言したときは、県の機関に対し是正等の措置について報告を求めるものとする。

5 前項の規定により報告を求められた県の機関は、当該報告を求められた日から 60 日以内に、行政オンブズマンに対し是正等の措置について報告するものとする。

6 行政オンブズマンは、苦情について第 2 項の規定により提言したとき、若しくは第 3 項の規定により意見を表明したとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人に速やかに通知しなければならない。

**（提言又は意見の尊重）**

**第 16 条** 県の機関は、前条の規定による提言又は意見表明を受けたときは、当該提言又は意見を尊重しなければならない。

**（提言等の公表）**

**第 17 条** 行政オンブズマンは、第 15 条の規定による提言、意見表明又は報告の内容を公表するものとする。

2 行政オンブズマンは、前項の規定による公表にあたっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

**（知事への報告及び公表）**

**第 18 条** 行政オンブズマンは、毎年、年間の運営状況を知事に報告するとともに、これ

を公表するものとする。

**(事務)**

**第 19 条** 行政オンブズマンに関する事務は、知事公室広報課において処理する。ただし、行政オンブズマン固有の権限に属する事務については、この限りでない。

**(補則)**

**第 20 条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年5月23日)

この要綱は、平成18年5月23日から施行する。

**附 則** (平成26年3月31日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 沖縄県行政オンブズマン事務取扱要領

平成 7 年 3 月 31 日  
知 事 決 裁

### (趣旨)

**第 1 条** この要領は、沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成 7 年 3 月 27 日付け知事決裁。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (苦情申立書)

**第 2 条** 県民の苦情は、苦情申立書（第 1 号様式）により受け付けるものとする。

### (調査実施の通知書等)

**第 3 条** 要綱第 11 条第 2 項の規定による県の機関への通知は、苦情に関する調査実施通知書（第 2 号様式）により行うものとする。

2 要綱第 11 条第 3 項の規定による申立人への通知は、苦情を調査しない旨の通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

### (苦情調査中止の通知)

**第 4 条** 要綱第 12 条第 2 項の規定による申立人への通知は、苦情調査中止通知書（第 4 号様式）により行うものとする。

2 要綱第 12 条第 2 項の規定による県の機関への通知は、苦情調査中止通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

### (身分証明書)

**第 5 条** 行政オンブズマンは、要綱第 13 条の規定により苦情の調査を行う場合は、身分証明書（第 6 号様式）を携帯し、関係者に提示するものとする。

### (苦情調査結果の通知)

**第 6 条** 要綱第 14 条の規定による申立人への通知は、苦情調査結果通知書（第 7 号様式）により行うものとする。

### (是正措置等の報告)

**第 7 条** 要綱第 15 条第 5 項の規定による行政オンブズマンへの報告は、是正等措置報告書（第 8 号様式）により行うものとする。

### (提言、意見表明等の通知)

**第 8 条** 要綱第 15 条第 6 項の規定による申立人への通知は、苦情に係る（提言・意見表明）通知書（第 9 号様式）により行うものとする。

2 要綱第 15 条第 6 項の規定による申立人への通知は、苦情に係る是正等措置報告通知書（第 10 号様式）により行うものとする。

### (知事への報告及び公表)

**第 9 条** 要綱第 18 条の規定による知事への報告は、年度ごとの苦情申立件数及び苦情調査件数並びに提言、意見表明、是正等措置報告の要旨等について行うものとする。

2 要綱第 18 条の規定による運営状況の公表は、沖縄県公報に登載することにより行うものとする。

(補則)

**第10条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事公室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月18日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

苦 情 申 立 書

年 月 日			
沖縄県行政オンブズマン 様			
郵便番号 住 所  氏 名  電話番号			
私は、次のとおり苦情の申立てをします。			
苦情の趣旨			
苦情の理由			
苦情の原因となった事実のあった日		年 月 日	
他制度の 手続の有無	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 県民相談 <input type="checkbox"/> 請願 <input type="checkbox"/> 陳情 <input type="checkbox"/> 監査委員 <input type="checkbox"/> 直接請求 <input type="checkbox"/> 行政不服審査 <input type="checkbox"/> 行政事件訴訟 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無（注：該当するものにレ印を記入する。）		
代理人	住 所 氏 名 申立人との関係（ 電 話（ ） —		
関係機関名	部（局） 課（室） 電話（ ） —	班	受付印

第2号様式（第3条関係）

苦情に関する調査実施通知書

第 年 月 日 号	
殿	
沖縄県行政オンブズマン 印	
<p>次のとおり苦情に関する調査を実施しますので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第11条第2項の規定により通知します。</p>	
調 査 の 趣 旨	
調 査 の 内 容	
備 考	

第3号様式（第3条関係）

苦情を調査しない旨の通知書

第 年 月 日	
様	
沖縄県行政オンブズマン 印	
年 月 日付けで申立てのありました苦情については、次の理由により調査をしないことになりましたので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第11条第3項の規定により通知します。	
苦情の趣旨	
調査しない理由	(理由) <input type="checkbox"/> 行政オンブズマンの所管外であるため <input type="checkbox"/> 申立人自身の利害を有しないため <input type="checkbox"/> 苦情申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているため <input type="checkbox"/> 虚偽その他正当な理由がないと認められるため <input type="checkbox"/> その他調査することが適当でないとして認められるため (説明) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 150px; margin: 5px 0;"></div>

第4号様式（第4条関係）

苦 情 調 査 中 止 通 知 書

第 号 年 月 日	
様	
沖縄県行政オンブズマン 印	
年 月 日付けで申立てのありました苦情については、次の理由により調査を中止しましたので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第12条2項の規定により通知します。	
苦 情 の 趣 旨	
中 止 の 理 由	



第5号様式（第4条関係）

苦情調査中止通知書

第 号 年 月 日	
殿	
沖縄県行政オンブズマン 印	
年 月 日付けで調査実施を通知しました苦情については、次の理由により調査を中止しましたので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第12条第2項の規定により通知します。	
苦情の趣旨	
中止の理由	

第6号様式（第5条関係）

（表）

身分証明書

第 号

氏 名

上記の者は、沖縄県行政オンブズマン設置要綱  
第1条の規定に基づく沖縄県行政オンブズマンで  
あることを証明する。

年 月 日

沖縄県知事 印

53mm

20mm

30mm

85mm

（裏）

沖縄県行政オンブズマン設置要綱（抜粋）

（設置）

第1条 県政に対する県民の苦情を簡易・迅速に処理し、県民の  
権利利益を擁護するとともに、公正な行政運営を図り、県政に  
対する信頼の確保と開かれた県政の推進に寄与するため、本県  
に行政オンブズマンを置く。

53mm

85mm

第7号様式（第6条関係）

苦情調査結果通知書

<p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">沖縄県行政オンブズマン 印</p> <p>年 月 日付けで申立てのありました苦情の調査結果については、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第14条の規定により次のとおり通知します。</p>	
苦情の趣旨	
調査の結果	

第8号様式（第7条関係）

是 正 等 措 置 報 告 書

第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日	
沖縄県行政オンブズマン 殿  県の関係機関名  年 _____ 月 _____ 日付けの提言に係る是正等の措置については、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条第5項の規定により、次のとおり報告します。	
提言の趣旨	
是正等の措置	
所 管 課	部（局） 課（室） 係（班）  電話番号
備 考	

第9号様式（第8条関係）

苦情に係る（提言・意見表明）通知書

第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日	
様	
沖縄県行政オンブズマン 印	
年 _____ 月 _____ 日付けで申立てのありました苦情については、調査の結果、次のとおり（提言・意見表明）しましたので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条第6項の規定により通知します。	
苦情の趣旨	
提言・意見表明先	
提言・意見表明年 _____ 月 _____ 日	
提言・意見表明の内容	

第10号様式（第8条関係）

苦情に係る是正等措置報告通知書

第 号 年 月 日	
様	
沖縄県行政オンブズマン 印	
年 月 日付けで申立てのありました苦情については、次のとおり是正等の措置報告がありましたので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条第6項の規定により通知します。	
苦情の趣旨	
提言の趣旨	
是正等措置報告の内容	

## 沖縄県行政オンブズマン事務決裁要領

平成 7 年 3 月 31 日  
知 事 決 裁

### (趣旨)

**第 1 条** この要領は、沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成 7 年 3 月 27 日付け知事決裁。以下「要綱」という。）第 20 条の規定に基づき、要綱第 19 条第 1 項ただし書に規定する行政オンブズマン固有の権限に属する事務の決裁及び手続について定めるものとする。

### (行政オンブズマン決裁)

**第 2 条** 行政オンブズマンの決裁を受けなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 要綱第 11 条第 2 項の規定により、苦情を調査する旨を県の機関へ通知すること。
- (2) 要綱第 11 条第 3 項の規定により、苦情を調査しない旨を苦情申立人（以下「申立人」という。）へ通知すること。
- (3) 要綱第 12 条第 2 項の規定により、苦情の調査を中止する旨を申立人及び県の機関へ通知すること。
- (4) 要綱第 14 条の規定により、苦情の調査結果を申立人へ通知すること。
- (5) 要綱第 15 条第 1 項の規定により、県の機関に対し是正等の措置について協議すること。
- (6) 要綱第 15 条第 2 項及び第 4 項の規定により、県の機関に対し是正等の措置を講ずるよう提言し、報告を求めること。
- (7) 要綱第 15 条第 3 項の規定により、県の機関に対し制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (8) 要綱第 15 条第 6 項の規定により、申立人へ通知すること。
- (9) 要綱第 17 条第 1 項の規定により、提言、意見表明及び県の機関からの報告の内容を公表すること。
- (10) 要綱第 18 条の規定により、年間の運営状況を知事に報告し、公表すること。

### (行政オンブズマンの合議等)

**第 3 条** 前条第 6 号から第 10 号までの事項については、行政オンブズマン相互の合議により決定するものとする。

2 前項の規定により合議した事項については、行政オンブズマンの連名で施行するものとする。

### (補則)

**第 4 条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

# 沖縄県行政オンブズマン苦情受付要領

平成 24 年 4 月 20 日  
知事公室長決裁

## 1 苦情の受付について

- (1) 苦情は、第 1 号様式「苦情申立書」により受け付けるが、次の内容が記載してある文書であれば、第 1 号様式以外でも受け付けるものとする。
  - ア 郵便番号、住所、氏名、電話番号
  - イ 苦情の趣旨
  - ウ 苦情の理由
  - エ 事実発生年月日
  - オ 他の制度の手続きの有無
  - カ 代理申立ての場合の代理人の住所、氏名、電話番号、申立人との関係
- (2) 苦情は、郵送又はファクシミリによるものも受け付けるものとする。
- (3) 電話による申立ては、仮受けけとし、速やかに文書で申し立てるよう案内し、文書が提出された場合に正式に受け付けるものとする。なお、文書の提出がない場合は、参考資料として記録を保存するものとする。

## 2 受付場所及び受付時間について

苦情の受付場所は、本庁舎 1 階の沖縄県行政オンブズマン相談室とし、受付時間は、8 時 30 分から 12 時、13 時から 17 時とする。

## 3 職員の苦情申立書の確認等について

- (1) 「苦情申立書」に所定の事項が記入されていることを確認する。
- (2) 「苦情申立書」の所定欄に、受付日、受付番号、関係機関名を記入し、受付印を押印する。
- (3) 受付番号は、年度毎に区分し、各年度毎に受付順に通し番号とする。
- (4) 関係機関が不明な場合は、後日、これが確定したときに記入するものとする。



## 沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程（抄）

平成 28 年 3 月 29 日  
訓 令 第 5 号

（趣旨）

**第 1 条** この訓令は、知事の事務部局における会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項 1 号に掲げる職員をいう。以下同じ。)) の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第 2 条** 会計年度任用職員の職として、次の表の左欄に掲げる部局に、同表の中欄に掲げる職を設置し、その職務内容は同表の右欄のとおりとする。

部局	職	職務内容
知事公室	行政オンブズマン調査員	県政に対する県民からの苦情の受付、調査等に関する補助的又は定型的業務

### 附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



# 沖 縄 県 の 行 政 オ ン ブ ズ マ ン

令和4年度 運営状況報告書

令和5年5月発行

発 行 沖縄県知事公室広報課

行政オンブズマン相談室

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL (098) 866-2021

FAX (098) 869-1263